

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年6月3日（令和4年（行情）諮問第335号ないし同第338号）

答申日：令和6年2月29日（令和5年度（行情）答申第748号ないし同第751号）

事件名：平成30年度に医療機関や自治体から寄せられた情報セキュリティインシデント発生の報告に係る文書の一部開示決定に関する件
令和元年度に医療機関や自治体から寄せられた情報セキュリティインシデント発生の報告に係る文書の一部開示決定に関する件
令和2年度に医療機関や自治体から寄せられた情報セキュリティインシデント発生の報告に係る文書の一部開示決定に関する件
令和3年度に医療機関や自治体から寄せられた情報セキュリティインシデント発生の報告に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年2月7日付け厚生労働省発医政0207第3号ないし同第6号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 令和4年（行情）諮問第335号（以下「第335号」という。）

サイバー攻撃を受けた医療機関の件数がわかる資料を公表しても厚生労働省と医療機関の信頼関係には影響がないと思われるため。具体的な医療機関名を聞いているわけではないことから。

(2) 令和4年(行情)諮問第336号, 337号及び338号(以下, それぞれ「第336号」, 「第337号」及び「第338号」という。)

サイバー攻撃を受けた医療機関の具体的な名前を聞いているわけではなく, 件数や内容を聞いているのであり, 厚労省と医療機関の信頼関係に影響があるとは考えられないため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は, 開示請求者として令和4年1月7日付け(同日受付)で, 処分庁に対して, 法3条の規定に基づき, 別紙の1に掲げる文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して, 処分庁が, 令和4年2月7日付け厚生労働省発医政0207第3号ないし同第6号により本件対象文書について原処分を行ったところ, 審査請求人は, これを不服として, 同月25日付け(同日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については, 原処分で不開示とした部分の一部については新たに開示し, その余の部分については, 不開示情報の適用条項として法5条2号ロ及び4号を追加した上で, 不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象行政文書について

本件開示請求は, 「サイバー攻撃の被害を受けた医療機関の数や内容がわかる文書(平成30年度から令和3年度までの4件)」に関して行われたものであり, 処分庁において確認を行ったところ, 医療機関等とやり取りを行ったメール及びメール添付文書が認められたため, これらを本件対象行政文書として特定した。

(2) 不開示情報該当性について

以下のアからエに掲げる情報については, それぞれ以下に示す理由により, 不開示を維持することが妥当である。

ア 報告担当者の氏名など

報告担当者の氏名などについては, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであり, 法5条1号に該当し, かつ, 同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため, 不開示を維持することが妥当である。

イ 地方公共団体が経営する医療機関等から提出された報告文書

医療機関(第335号及び第337号は「地方公共団体が経営する医療機関」, 第336号及び第338号は「法人等又は地方公共団体が経営する医療機関等」)から提出される報告文書については, サイバー攻撃の詳細や医療機関内のネットワーク環境, 実施しているセキ

セキュリティ対策等具体的内容等が記述されており、これらが公にされた場合には当該医療機関に対する信用を低下させ、医療機関の医療提供に対する正当な利益を害するおそれがあり、また、セキュリティ対策等医療機関施策の一端を知られることにより、セキュリティ対策の脆弱性を攻撃者等に把握され、攻撃される等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり、これらの当該情報は法5条4号及び6号ホ（第336号は、これらに加えて2号イ）に該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 医療機関等から報告のあった内容の医療機関名、報告内容及び担当者の連絡先

医療機関等から報告のあった内容の医療機関名、報告内容及び担当者の連絡先については、当該行政文書には、医療機関等が、公表を目的とせず厚生労働省との信頼関係を前提に報告した情報が記録されており、これらを公にした場合には医療機関等と厚生労働省との信頼関係が失われ、医療機関等は厚生労働省への報告をためらい、情報提供への協力意欲を低下させ、さらに事案の隠蔽を行うおそれがあること、また、直通電話番号、電子メールアドレス等については、公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあるなど、厚生労働省及び関係府省庁が行う当該業務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性があることから、法5条6号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

なお、上記理由から当該不開示部分は法5条2号ロ及び4号に該当するため適用条項を追加する。

エ 2018年度より前の対象行政文書（第335号のみ）

サイバー攻撃を受けた場合やサイバー攻撃により障害が発生した場合等の医療機関からの報告は、「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について」（医政総発1029第1号 医政地発1029第3号 医政研発1029第1号 平成30年10月29日）に基づき行われていることから、2018年度より前の対象行政文書については、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示を維持することが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、審査請求書において「サイバー攻撃を受けた医療機関の具体的な名前を聞いているわけではなく、件数や内容を聞いているのであり、厚労省と医療機関の信頼関係に影響があるとは考えられないため。」等と述べ、一部不開示について異論を唱えている。

イ しかし、対象行政文書には、医療機関から報告のあったシステムの不具合の状況、組織内のネットワーク環境、セキュリティ対策等が記

載されている。

これらの情報に係る医療分野は、上記（２）によるほか、医療機関はNISC（内閣サイバーセキュリティセンター）により重要インフラに位置付けられており、重要インフラ事業者から厚生労働省に連絡のあったシステムの不具合等に関する情報は、重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画の「2.3 情報連絡された情報の取扱い」において、「情報連絡された情報の取扱いについて、内閣官房及び連絡を受けた重要インフラ所管省庁は、法令等に定めがある場合又は連絡を行う重要インフラ事業者等の了承がある場合を除き開示しない。当該情報は、法第5条第2号ロに規定する情報として取り扱う（不開示情報）。」とされていることから、不開示情報として取り扱うことが相当である。

また、これらの情報は、上記（２）ウで述べたとおり、医療機関等が公表を目的とせず厚生労働省との信頼関係を前提に報告した情報であり、公にした場合には医療機関等と厚生労働省との信頼関係が失われ、医療機関等は厚生労働省への報告をためらい、情報提供への協力意欲を低下させ、さらに事案の隠蔽を行うおそれがあるから、請求人の主張に理由はない。

ウ 本件において、特に留意すべきことは、情報セキュリティの脆弱性やネットワークの情報が公になることにより、サイバー攻撃の手がかりを与えることに繋がり、犯罪の予防に支障を及ぼす可能性があることである。また、報告内容や日付から、どの医療機関の事案か推測することが可能な場合もあり、医療機関の具体的な名前を開示しなくても特定につながる可能性があることから、慎重に不開示情報該当性を判断すべきである。

エ また、サイバー攻撃の被害を受けた医療機関の数については、これを集計した文書は本件開示請求のあった時点で作成・取得していない。なお、あらためて諮問庁として、サイバー攻撃の被害を受けた医療機関の数を集計した文書について、処分庁に確認したところ、存在しないことが確認できたことから、これに係る原処分は結論において妥当である。

4 結論

以上のとおり、原処分において不開示とした部分については、法5条各号に該当しない部分は開示することとし、その余の部分については、一部に不開示情報の適用条項として、法5条2号ロ及び4号を追加した上で、不開示を維持することが妥当である。

5 補充理由説明書

不開示とした職員メールアドレスについては、公にすることにより、

いたずらや偽計等に使用されるおそれがあるなど、厚生労働省及び関係府省庁が行う当該業務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性があることから、法5条6号柱書きの不開示理由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|------------|---------------------------------|
| ① 令和4年6月3日 | 諮問の受理（令和4年（行情）諮問第335号ないし同第338号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同月20日 | 審議（同上） |
| ④ 令和5年6月6日 | 本件対象文書の見分及び審議（同上） |
| ⑤ 同年8月3日 | 諮問庁から補充理由説明書を収受（同上） |
| ⑥ 同年10月12日 | 審議（同上） |
| ⑦ 令和6年2月7日 | 審議（同上） |
| ⑧ 同月21日 | 令和4年（行情）諮問第335号ないし同第338号の併合及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の2に掲げる各文書（本件対象文書）を特定し、その一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、「サイバー攻撃を受けた医療機関の件数がわかる資料を公表しても厚生労働省と医療機関の信頼関係には影響がないと思われるため。具体的な医療機関名を聞いているわけではないことから。」などと主張し、サイバー攻撃を受けた医療機関の件数が分かる資料の追加特定及び不開示部分の開示を求めていると解される。諮問庁は、当該資料は保有していないとし、また、原処分において不開示とした部分のうち、法5条各号に該当しない部分を開示した上で、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については、その一部に不開示情報の適用条項として、同条2号ロ及び4号を追加した上で、不開示を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

審査請求人は、審査請求書において、サイバー攻撃を受けた医療機関の件数が分かる資料を公表しても、厚生労働省と医療機関の信頼関係には影響がない旨を主張して、サイバー攻撃を受けた医療機関の件数が分かる資料の追加特定を求めているものと解される。

この点について、当審査会事務局職員をして、当該資料の保有の有無を含め、諮問庁に対して補足説明を求めさせたところ、以下のとおり説明する。

- (1) 諮問に当たり、念のため書庫や共有フォルダ等を探索したが、報告件数を記録した文書は発見されなかった。
- (2) なお、情報セキュリティインシデントに関する報告件数を集計・把握することは可能であるが、当該件数を公表することにより、分野別報告件数の多寡が注目を集め、結果としてサイバー攻撃を誘発するおそれがあるため、いずれにせよ報告件数は公表しない方針としている。

報告件数を記録した文書の保有に係る諮問庁の上記説明については、これを覆すに足りる事情は認められず、また、文書の探索の範囲も不十分とは認められないことから、是認せざるを得ない。したがって、厚生労働省において、審査請求人が追加特定を求める文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、その不開示維持部分は、(1) 情報セキュリティインシデントに対応した厚生労働省職員の連絡先等、(2) 地方公共団体が経営する医療機関において発生した情報セキュリティインシデントに対応した、地方公共団体の職員等の担当者の氏名、所属及び連絡先等、(3) 地方公共団体が経営する医療機関において発生した情報セキュリティインシデントに係る医療機関名、報告内容及び関連資料等、(4) (2) 及び(3) 以外の医療機関において発生した情報セキュリティインシデントに係る医療機関名、担当者の氏名、所属及び連絡先並びにインシデントに関する報告内容及び関連資料等であることが認められる。

これについて、審査請求人は、審査請求書において、医療機関の名称の開示を求めている旨説明しているのみで、それ以外の不開示部分については言及していないが、諮問庁は原処分における不開示維持部分全体について、諮問の対象としている。そこで、以下、医療機関の名称以外の不開示維持部分について、不開示情報該当性を判断することとする。

- (1) 情報セキュリティインシデントに対応した厚生労働省職員の連絡先等
当該部分については、厚生労働省職員の直通電話番号、内線番号、FAX番号、メールアドレス（その一部の記載を含む）及び厚生労働省ウェブサイトのURLが、厚生労働省職員のメールの職員の署名部分に記載されていることが認められる。

ア このうち、厚生労働省職員の直通電話番号、内線番号、FAX番号及び厚生労働省ウェブサイトのURLについては、厚生労働省職員の職氏名と一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情

報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められるが、出版物等により公にされている内容と同じ情報であることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

イ これに対し、厚生労働省職員のメールアドレス（その一部の記載を含む）については、公にされている情報とは認められず、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 地方公共団体が経営する医療機関において発生した情報セキュリティインシデントに対応した、地方公共団体の職員等の担当者の氏名、所属及び連絡先等

当該部分には、地方公共団体が経営する医療機関において情報セキュリティインシデントが発生した場合において、当該インシデントに関連して対応を行った、地方公共団体及び医療機関の職員等の担当者の氏名、所属及び連絡先等が記載されていることが認められる。

当該部分を公にした場合、当該インシデントの発生に関連して、どのような立場の職員が対応を行っているのか等の事情が明らかとなり、サイバー攻撃を受けた場合における対応等に支障を生じさせるおそれがあることが認められる。

このため、これらを公にした場合、当該医療機関の医療提供に対する正当な利益を害するおそれがあるとの諮問庁の説明は否定できず、当該部分は法5条6号ホに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 地方公共団体が経営する医療機関において発生した情報セキュリティインシデントに関する報告内容及び関連資料等

当該部分には、地方公共団体が経営する医療機関において発生した情報セキュリティインシデントに関する具体的な内容等が記載されていることが認められる。

当該部分を公にした場合、これらのインシデントの内容及びインシデントへの対応方法等が明らかとなり、サイバー攻撃を受けた場合における対応等に支障を生じさせるおそれがあることが認められる。

このため、これらを公にした場合、当該医療機関の医療提供に対する正当な利益を害するおそれがあるとの諮問庁の説明は否定できず、当該部分は法5条6号ホに該当し、同条4号について判断するまでもなく、

不開示とすることが妥当である。

- (4) (2) 及び (3) 以外の医療機関において発生した情報セキュリティインシデントに係る，当該医療機関等の担当者の氏名，所属及び連絡先並びにインシデントに関する報告内容及び関連資料等

当該部分には，民間の医療機関等において情報セキュリティインシデントが発生した場合において，インシデントに関連して対応を行った医療機関等の担当者の氏名，所属及び連絡先等，インシデントの具体的な内容等が記載されていることが認められる。

これらの情報は，医療機関等が，公表を目的とせず厚生労働省との信頼関係を前提に報告した情報等が記録されており，これらを公にした場合，当該医療機関等と厚生労働省との信頼関係が失われ，医療機関等が厚生労働省への報告をためらうことなどにより，厚生労働省の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の説明は否定できない。

したがって，当該部分は法5条6号柱書きに該当し，同条2号ロ及び4号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求に対し，本件対象文書を特定し，その一部を法5条1号，4号並びに6号柱書き及びホに該当するとして不開示とした各決定については，厚生労働省において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは妥当であり，諮問庁が同条1号，2号ロ，4号並びに6号柱書き及びホに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち，別紙の3に掲げる部分を除く部分は，同条6号柱書き及びホに該当すると認められるので，同条2号ロ及び4号について判断するまでもなく，不開示とすることは妥当であるが，別紙の3に掲げる部分は，同条1号に該当せず，開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙

1 本件請求文書

「サイバー攻撃の被害を受けた医療機関の数や内容がわかる文書（2010～2021年）」

（サイバー攻撃はコンピューターウイルスに感染させて、システムを使えなくする手口が一般的で、電子カルテのデータの復元と引き換えに身代金を要求する「ランサムウェア」が代表的です。厚生労働省はサイバー被害を受けたら、報告するよう医療機関に求めており、報告文書があると思います。）

2 本件対象文書

(1) 第335号

平成30年度に医療機関や自治体から寄せられた情報セキュリティインシデント発生の報告に係るメール及び添付資料

(2) 第336号

令和元年度に医療機関や自治体から寄せられた情報セキュリティインシデント発生の報告に係るメール及び添付資料

(3) 第337号

令和2年度に医療機関や自治体から寄せられた情報セキュリティインシデント発生の報告に係るメール及び添付資料

(4) 第338号

令和3年度に医療機関や自治体から寄せられた情報セキュリティインシデント発生の報告に係るメール及び添付資料

3 開示すべき部分

厚生労働省職員のメールの職員の署名部分に記載された、厚生労働省職員の直通電話番号、内線番号、FAX番号及び厚生労働省ウェブサイトのURL